

## 議案第 4 6 号

上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 3 年 8 月 2 5 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上尾市立幼稚園管理規則（昭和 6 2 年上尾市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（東日本大震災に伴う入園の特例）

- 2 東日本大震災（平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 2 3 年法律第 4 0 号）第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有していた者であって、委員会が特に必要と認めたもの（満 4 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に限る。）が、現に市内に滞在している場合にあつては、当該幼児を第 3 条第 1 項に規定する幼児とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

東日本大震災の被災のため、特定被災地域から本市へ避難し滞在している幼児について、特例として市立平方幼稚園に入園することができるように規定を整備したいので、この案を提出する。